

意見書案第4号

新型コロナウイルス感染症拡大防止へ大規模検査の実施を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和 3年 3月18日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 小池悦子

〃 〃 遠山智恵子

〃 〃 細谷典男

新型コロナウイルス感染症拡大防止へ大規模検査の実施を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対策として、ワクチン接種が開始される中、合わせて幅広いPCR検査の実施が重要な対策となります。

政府は、3月5日に新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を改定し、高齢者施設に対する社会的検査とともに、「再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、幅広いPCR検査等（モニタリング検査）やデータ分析を実施する」と新たに明記しました。

また、基本的対処方針の改正概要でも「各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する」と記されています。新規感染者数が減少傾向にあり、検査能力に余裕が出てきている今こそ、コロナ封じ込めのための大規模検査の実施が必要です。その大規模検査を行う場合には、接触者の追跡を専門に行うトレーサーの大幅増員や保健所の人員・体制の抜本的な拡充も必要となります。また、ホテル等を借り上げた宿泊・療養施設の整備とそこへの医療スタッフの配置に国が責任を持ち、健康観察やケアの提供に万全を期すことも不可欠です。

国民の命と健康を守り、社会・経済機能を維持するためにも、コロナ封じ込めのための大規模検査（無症状感染者の早期発見と保護体制整備）の実施を強く求めます。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、下記の事項について意見書を提出します。

記

- 1 社会的検査を高齢者施設とともに医療機関・障害福祉施設などにも拡大し、職員に対して頻回・定期的（週1回程度）に行い、対象を利用者にも広げ、感染防止を図ること。
- 2 モニタリング検査を「1日10万人」と大規模に行い、検査件数を抜本的に引き上げること。
- 3 変異株の疑いを確認する検査の割合を大幅に引き上げること。

令和 3年 3月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 文部科学大臣 厚生労働大臣
財務大臣 経済産業大臣 総務大臣 法務大臣 農林水産大臣 環境大臣
国土交通大臣 外務大臣 防衛大臣 新型コロナウイルスワクチン接種担当大臣